

《健康診断の補助金制度について》

(1) 概要

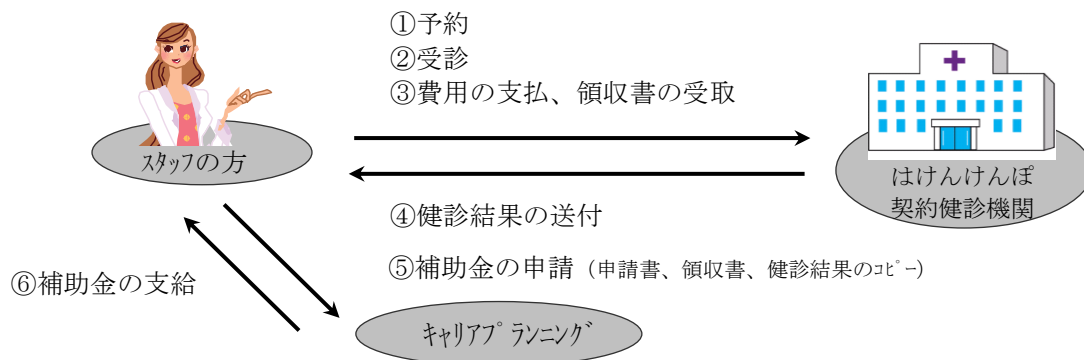
人材派遣健康保険組合の健康診断を健康保険加入日より3ヶ月以内に受診していただいた場合は、受診費用の一部(35歳未満の方は1,944円、35歳以上の方は3,456円)を補助させていただきます。
ご希望の方は、下記支給条件をご確認の上、補助金申請を行ってください。

(2) 補助金支給条件

対象者	受診日当日に当社健康保険の被保険者(本人)
期間	資格取得日(保険加入日)から3ヶ月以内の受診 (資格取得日は健康保険証に記載しています)
健診機関	はけんけんぽ契約健診機関に限ります。 契約健診機関ははけんけんぽホームページをご確認ください。 (http://www.haken-kenpo.com/index.html)

- ※ オプション検査の補助はありません。
- ※ 被扶養配偶者の、受診費用の補助はありません。
- ※ 健康診断補助金申請をされた場合は、期間内(4月～翌年3月)に再度健康診断は受診できません。
2回目からの受診費用は全額自己負担になります。ご注意ください。(当社、定期健康診断は除く。)

(3) 予約から補助金支給までの流れ



(4) 予約から補助金支給までの注意点

- ① 予約の際は、「人材派遣健康保険組合の健康診断を受診したい」とお伝えください。
- ② 受診日には、必ず健康保険証を持参してください。
※ 健康保険証を持参しない場合は、受診できない、もしくは受診費用を全額負担していただく場合もあります。
- ③ 受診後に健診機関の窓口にて、健診費用をお支払いいただき、受診者宛ての領収書を受け取ってください。
補助金申請の際は、下記の書類全てをキャリアプランニングに提出(郵送)してください。
 - (ア) 健康診断 補助金申請書
 - (イ) 健診機関発行の領収書(原本)
 - (ウ) 健診結果表(コピー) ※検査結果、数値等すべて表記しているもの

＜郵送先＞〒700-0901
岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル
株式会社 キャリアプランニング
「健康診断 補助金制度担当者」行

- ④ 毎月25日までに当社に到着した分は、到着月の翌月支払いの給与と一緒に振込みさせていただきます。
補助金は、給与振込みをしている口座(本人名義)に給与と一緒に振込みをさせていただきます。
※ 25日が土日祝日の場合は、その前日もしくはその前金曜日までの到着分となります。
※ 書類・添付書類に不備がある場合は、振込みが遅れる場合があります。

以上、不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問合せください。

健康診断 補助金申請書

下記のとおり「健康診断」を受診しましたので、補助金を請求いたします。

※ 定期健康診断受診時の自己負担は、補助対象外です。

【注意】

健康診断補助金申請をされた場合は、期間内(4月～翌年3月)に再度健康診断は受診できません。2回目からの受診費用は全額自己負担になります。ご注意ください。(当社、定期健康診断を除く。)

申請日 : 平成 年 月 日

スタッフNo. :

フリガナ

氏名 :

健康保険証
の番号 : 記号 1900
番号

資格取得日
(保険加入日) : 平成 年 月 日

健診受診日 : 平成 年 月 日

※資格取得日より
3か月以内の受診

※はけんけんぽの
契約健診機関に
限ります

健診機関名 :

健診種別(補助金)
(○をしてください)

1. 基本健診 A (1,944円)	2. 基本健診 B (3,456円)
3. 生活習慣病健診 (3,456円)	4. 生活習慣病総合健診 (3,456円)
5. 人間ドック (3,456円)	

※受診する年度の末日(3/31)の満年齢により受診できる種別が異なります。

添付書類の確認(確認できたら☑を入れてください)

健診機関発行の「領収書」(原本)を同封している。
※コピーは不可です。

健診結果表のコピーを同封している。
※健診結果表は、返却いたしません。

当社記入欄

受付日 : 平成 年 月 日

振込日 : 平成 年 月 日

契約No. :